

議案第59号

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を

「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」

第4章 雑則（第53条） に

改める。

第2条第22号中「本市」を「市」に改める。

第3条第3項中「（法第59条に規定する「地域子ども・子育て支援事業」

をいう。以下同じ。)」を削り、同条第4項中「施設等を」を「又は特定地域型保育を」に、「従業者」を「職員」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、同条第4項中「に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考」を「の特定教育・保育施設は、選考」に改め、「当該」を削る。

第7条中「本市」を「市」に改める。

第8条中「（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）」を削る。

第9条第1項中「教育・保育給付認定の」を「当該」に改める。

第14条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・提供証明書」に改める。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削り、同項第2号中「第9項」を「第11項」に改め、同項第4号中「指針」の次に「（以下「保育所指針」という。）」を加える。

第17条中「に対し、その」を「からの」に改める。

第19条中「本市」を「教育・保育給付認定を行った市町村」に改める。

第20条第4号中「特定教育・保育の提供を行わない」を「の提供を行わない」に改める。

第26条中「管理者は、」の次に「教育・保育給付認定子どもに対し」を加える。

第29条第1項中「（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）」及び「（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う」を削る。

第30条第3項及び第4項中「本市」を「市」に改め、同条第5項中「本市」を「市」に改め、「内容を」の次に「市に」を加える。

第32条第1項第2号中「従業者」を「職員」に改め、同項第3号中「及び従業者」を「を開催するとともに、職員」に改め、同条第2項中「本市」を「市」に改める。

第33条中「の会計をその他の事業の」を「に係る会計をその他の事業に係る」に改める。

第34条第2項各号を次のように改める。

- (1) 第12条の規定による提供した特定教育・保育に係る記録
- (2) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (3) 第19条の規定による教育・保育給付認定を行った市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第35条第2項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加え、同条第3項中「同項」を削り、「含む。）」の次に「と読み替えるもの」を加える。

第36条第2項中「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加え、同条第3項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「除く。）」の次に「と読み替えるもの」を加える。

第37条第1項中「(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条)を「かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かすみがうら市条例第21号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。)第28条」に、「B

型（同省令第27条）を「B型（家庭的保育事業等基準条例第31条第1項）に、「C型（同省令第27条）を「C型（家庭的保育事業等基準条例第33条）に改め、同条第2項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の次に「（平成26年厚生労働省令第61号）」を加える。

第38条中「事業の運営についての重要事項に関する規程の概要」を「運営規程の概要」に改め、「当該連携施設が行う」を削る。

第39条第2項中「第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、同条第3項中「前項に規定する場合には、」を削り、同項中「同項に規定する」を「前項の」に改め、同項中「当該」を削る。

第40条第1項中「本市」を「市」に改め、同条第2項中「同法」の次に「附則」を加え、「本市」を「市」に改める。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加え、「行う者」を「行う施設」に改め、同条第6項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を「家庭的保育事業等基準条例」に改め、「あつては」

の次に「、第1項の規定にかかわらず」を加え、「本市」を「市」に改める。

第43条第6項ただし書中「同項」を「第4項」に改める。

第44条中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針」を「保育所指針」に改める。

第46条第4号中「特定地域型保育の提供を行わない」を「提供を行わない」に改め、同条第7号中「特定地域型保育事業の利用に」を「利用に」に改める。

第49条第2項第1号中「第44条に定めるもの」を「保育所指針」に改め、同項第3号中「本市」を「市町村」に改める。

第50条中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項）」を「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下）」に、「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下同じ。）」を「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」に、「及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは第46条に規定する「事業の運営についての重要事項に関する規程」」を「中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」」に改める。

第51条第2項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加え、同条第3項後段中「法第19条第1項第1号又は」を「同号又は」に改め、同項中「「第2項から第4項まで」」を「「前3項」と読み替えるもの」に改める。

第52条第2項中「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加える。

本則に次の1章を加える。

#### 第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育又は特定地域型保育の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定教育・保育等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育又は特定地域型保育の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2

項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則第2条及び第5条中「本市」を「市」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。